



# 2月のお知らせ

申し込み 問合わせ 申・問 申し込み・問合わせ  
〔先着〕先着順〔抽選〕申し込み多数のときは抽選

お知らせの見方、区役所電話番号等は8ページ参照。はがき等での申し込みは記載のないものは1枚に1人・締切日消印有効。

## 被災した方のための支援情報

### 復興公営住宅の第3回一般抽選（個別申し込み・グループ申し込み）の入居募集を開始します

●申し込み方法・期限＝2月23日から市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、証明発行センター、各区中央市民センターで配布する「入居募集のご案内」に同封の申込書に必要事項を記入して、一般抽選申込専用封筒で3月6日までに郵送または市役所本庁舎6階復興公営住宅室へ持参

#### ●対象者（次の①～③の条件を全て満たす方）

①東日本大震災により滅失した住宅に居住していた（り災証明が必要で）  
震災時に居住していた持ち家または賃貸住宅が、次のア～ウいずれかに該当する方。  
ア全壊、全焼、全流出したイ大規模半壊または半壊の住宅を取り壊した場合または取り壊すことが確実である場合ウ住宅の所在地が東京電力福島第一原子力発電所事故により現に避難指示区域となっている

②現在、住宅に困っている  
居住できる持ち家がある方や、既に公営住宅に入居している（入居予定者を含む）方は申し込みできません。ただし、応急仮設住宅として公営住宅に居住している方は申し込みができます。

#### ●入居募集の住宅

入居募集の住宅については、第2回一般抽選により決定する予定です。詳しくは2月23日から配布する「入居募集のご案内」をご覧ください。

#### ●復興公営住宅の相談会＝3月6日(金)までの平日10:00～16:00に市役所本庁舎1階で実施（直接会場へ）

◆間取りや家賃、申込資格や決定方法などについて詳しくは、「入居募集のご案内」をご覧ください

申・問復興公営住宅室 ☎214・8333

### 被災者生活再建支援制度（基礎支援金）の申請期限延長について

被災者生活再建支援制度（基礎支援金）（★）の申請期限が、1年間延長になりました。申請がお済みでない方は手続きをお願いします。なお、これまで支給を受けた方への追加の支給を行うものではありません。

◆申請期限＝【基礎支援金】平成28年4月10日【加算支援金】平成30年4月10日

◆受付時間＝平日9:00～16:30（閉庁日を除く）

◆受付会場＝市役所本庁舎5階社会課分室、区役所

#### ★被災者生活再建支援制度

震災により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、住宅の被害程度に応じた基礎支援金と、住宅の再建方法に応じた加算支援金を支給し、生活の再建を支援します。なお、加算支援金は、基礎支援金の対象に該当する場合のみ対象となります。

問被災者支援情報ダイヤル ☎214・3805(平日9:00～17:00)

### 入学援助金を支給します

●対象＝4月に小・中学校に入学する児童・生徒のいる低所得世帯（生活保護世帯を除く）で次のいずれかに該当する世帯①就学援助を受けている②本年度中に生活保護が停止または廃止された③児童扶養手当を受給している④同居している世帯全員（単身赴任の保護者を含む）の年収が一定額以下である ●支給には審査があります ●支給額＝児童・生徒1人につき小学校2万2千円、中学校2万7千円 申請を証明する書類と同居する世帯全員の住民票等を持参で3月2日から7月31日まで

### 入学準備金の貸付制度をご利用ください

●対象＝申込時に6カ月以上市内にお住まいで、養育する児童・生徒の新入学に掛かる経費の負担が経済的に困難な世帯の方 ●貸付限度額等①小・中学校（生活保護世帯の方は除く）：5万円以内②公立高校：10万円以内③私立高校：15万円以内。いずれも無利子 ●返済①2カ月据え置き後、20カ月以内（15万円貸し付けの場合は30カ月以内） ●貸し付けには審査があります ●市内にお住まいの保証人が1人必要です ●受付期間＝3月31日まで ●申し込み方法については各区社会福祉協議会に電話または直接お問い合わせください 申・問お住まいの区の社会福祉協議会（青葉区 ☎265・5260、青葉区宮城支部 ☎392・7868、宮城野区 ☎256・3650、若林区 ☎282・7971、太白区 ☎248・8188、泉区 ☎372・1581）

### ケーブルテレビのデジタル変換サービスが終了します

地上デジタル放送をアナログに変換し放送する、デジタル変換サービスは、3月末までに順次終了します。ケーブルテレビに加入してアナログテレビによりテレビを視聴している方は、デジタルテレビへの買い替え等の対策が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。 問総務省地デジコールセンター ☎0570・07・0101、情報政策課 ☎214・1264

### 都市計画の案が縦覧できます

●縦覧期間＝2月18日(水)～3月3日(火)（閉庁日を除く） ●縦覧場所＝市役所本庁舎7階都市計画課 ●縦覧内容①仙塩広域都市計画特別緑地保全地区の決定（栢江地区、燕沢三丁目地区、郷六地区）②仙塩広域都市計画土地区画整理事業の変更（蒲生北部地区）③仙塩広域都市計画画被災市街地復興推進地域の変更（蒲生北部地区）④仙塩広域都市計画公園の変更（蒲生北部地区）⑤仙塩広域都市計画緑地の変更（蒲生北部地区）⑥仙塩広域都市計画都市高速鉄道の変更（仙台市高速鉄道東西線）⑦仙塩広域都市計画下水道の変更（荒浜ポンプ場） ●縦覧期間中に意見書の提出ができます ●変更の概要については、縦覧期間中、市ホームページでもご覧いただけます 問都市計画課 ☎214・8294

### 注意事項

- 催しは、2月6日からの内容を掲載しています
- 料金の記載のないものは無料（入館料が必要な施設あり）
- 休館日等は事前にご確認ください
- 来庁・来場の際は公共交通機関をご利用ください
- 未掲載のファクス番号は、広報課FAX211・1921、☎214・1150へお問い合わせください
- 市役所への郵便は郵便番号(〒980-8671)と課名のみで届きます

### 申込時の必要事項

右記の項目を（往復はがきには返信先も）記入してください。特に記載のないものは、はがき1枚につき1人、締切日消印有効。

- 申し込み内容（講座名等）
- 〒住所
- 氏名（フリガナ）
- 電話・ファクス番号
- その他必要事項

### 電話番号案内

- 仙台市役所 ☎261-1111(代)
- 青葉区役所 ☎225-7211(代)
- 宮城野区役所 ☎291-2111(代)
- 若林区役所 ☎282-1111(代)
- 太白区役所 ☎247-1111(代)
- 泉区役所 ☎372-3111(代)
- 宮城総合支所 ☎392-2111(代)
- 秋保総合支所 ☎399-2111(代)

### 仙台市ホームページ

http://www.city.sendai.jp/

### 仙台市携帯電話用ホームページ

http://www.city.sendai.jp/m/

### 仙台市広報課Facebookページ

https://www.facebook.com/sendair

### 市議会第1回定例会は2月4日に開会します

本会議の模様を市役所本庁舎1階市民のへや、区役所・総合支所でテレビ中継します。また、市議会ホームページhttp://www.gikai.city.sendai.jp/では会期日程の詳細を掲載するほか、インターネットライブ中継を実施。平成25年第1回定例会以降の本会議、予算・決算等審査特別委員会等の録画中継も行っています。

### 仙台市農業委員会委員選挙人名簿が縦覧できます

平成27年1月1日現在で調製した仙台市農業委員会委員の選挙人名簿が縦覧できます。 ●縦覧日時＝2月23日(月)～3月9日(月)（土・日曜日を含む）午前8時半～午後5時 ●縦覧場所＝市役所二丁目分庁舎2階選挙管理委員会事務局 ●駐車場はありません 問選挙管理委員会事務局 ☎214・2023

### 緑化助成の申請は2月27日までに

本年度の緑化助成事業の申請受け付けは2月27日で締め切ります。なお、新年度の申請受け付けは4月1日からの予定です。

### 記念樹プレゼント

誕生や結婚、新築など、人生の節目を迎えられた方に記念の苗木を差し上げます。 ●対象＝平成25年2月1日～平成27年1月31日に次の記念を迎えた方①誕生、小学校入学（平成27年度に入学する方を含む）②結婚、銀婚、金婚③賀寿（還暦・古希・喜寿・米寿）④新築（市内に住宅を新築または戸建て住宅を購入された個人の方。マンション購入は対象外） ●同一の記念で再度申し込みすることはできません ●樹木＝イロハモミジ、オオデマリ、ドウダンツツジ、マメザクラ、ミニリンゴ、キンモクセイ、サザンカ、ニオイヒバ ●本数＝①②③1本④3本 申市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、市民センターなどで配布する申込書（ホームページhttp://www.sendai-park.or.jp/web/からも取り出せます）で2月28日までに 問仙台市公園緑地協会 ☎293・3583

### 市政だより声の広報を発行しています

市では、視覚障害のある方を対象に「点字市政だより」のほか、「市政だより声の広報〔CD版（デジジー方式）等〕」を発行しています。

#### ◆声の広報CD版のデジジーとは

デジタル録音図書国際基準で、見出しからすぐに必要な情報が探せるなど、情報検索に優れています。

#### ◆デジジー方式のCDを聴くには

一般のCDプレーヤーでは再生できません。パソコンに専用ソフトを入れるか、デジタル録音図書再生機等が必要になります。

◎デジタル録音図書再生機は、日常生活用具の給付対象となっています。給付要件等、詳しくは区役所障害高齢課へお問い合わせください

#### 市政だより声の広報、点字市政だよりの申し込みは

●対象＝市内にお住まいで視覚障害のある方 申電話で（随時受け付け）

申・問広報課 ☎214・1150

### 広報課からのお知らせ

★市政だよりのお知らせページには、発行月の6日以降の内容を掲載しています（休日当番医は発行月の1日から翌月第1週までの情報を掲載）

★市政だよりは毎月5日までを目安に各ご家庭に配布しています（町内会に加入していない集合住宅へはポスティング業者、それ以外のご家庭へは町内会等を通じて配布）

★町内会等で市政だよりの配布を担当されている方や、市政だよりがポスティングされている集合住宅を管理されている方は、市政だよりの配布部数に過不足がある場合は、区役所総務課または広報課までご連絡ください

★市政だよりは次の場所でご自由にお取りいただけます

市役所本庁舎1階市民のへや・市政情報センター、区役所総合案内、総合支所、証明発行センター、地下鉄各駅、市民センター、市内ファミリーマート各店など

問区役所総務課、広報課 ☎214・1150